

令和6年度採用 練馬区会計年度任用職員 (学校生活支援員【固定】および【短時間】) 募集案内

1 募集人数、職務内容および勤務場所

区 分	固定職および短時間職
採用予定数	43名（短時間職は0.5名として換算する）
職務内容	授業中の児童・生徒に対する学習支援、児童・生徒の移動および日常生活上の介助、特別支援教育の推進や学級経営の安定に関すること
勤務場所	練馬区立小中学校

2 応募資格

下記のいずれかの要件を満たす方

- (1) 教員免許をお持ちの方
- (2) 保育士、介護福祉士、心理士資格等をお持ちの方
- (3) その他、学校教育や障害者施策等に関する知識・経験を有する方

3 任用期間

令和6年9月1日～令和7年3月31日

※ 選考のうえ、再度の任用（任用期間は1年間）を行うことがあります。その場合の再度の任用は、連続4回を限度とします。

4 勤務条件

区 分	固 定 職	短 時 間 職
報 酬 額	時間額1,573円（地域手当相当額を含みます。） ※ 報酬の支給日は、翌月15日です。 ※ 給与改定が行われた場合には、その額によります。 ※ 通勤に伴う交通費相当額を区の算定基準に応じて支給します。 （1か月の上限額 55,000円） ※ この他に、任用が6か月以上の場合は、期末手当および勤勉手当の支給があります。 ※ 短時間職における採用2年目以降の年間報酬額は、社会保険における被扶養者認定基準（130万円）を超える見込みです。	
勤 務 形 態	1日7時間、月17日勤務 時間帯は下記シフト（予定）から学校と相談して選択 (1) 8時～15時45分 (2) 8時15分～16時 (3) 8時30分～16時15分	下記のうち、いずれかを選択（年度途中の変更は不可） (1) 8時から16時15分までの間の1日4時間、月13日勤務 (2) 8時から16時15分までの間の1日5時間、月11日勤務
勤務を要しない月	なし	8月
勤務を要しない日	土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日 ※ ただし、授業のある第2土曜日および学校長の命令する一斉行事（運動会等）の日は、勤務する場合があります。	
時 間 外 労 働	原則なし ※ ただし、校外学習で児童・生徒の引率をする場合は、超過勤務の可能性がります。	なし
加 入 保 険	東京都職員共済組合、厚生年金保険および雇用保険	なし
年次有給休暇	10日	5日
そ の 他	練馬区立小中学校は敷地内禁煙	

5 選考方法

(1) 選考方法・日程

【一次選考】 書類選考（選考申込書）

【二次選考】 一次選考合格者を対象に、つぎの選考を記載順に実施

ア 適性検査を指定日までに実施（WEB受検）

イ 適性検査後に面接選考を8月5日（月）および8月7日（水）の指定された時間に実施

(2) 選考結果発表

【一次選考】 7月中に郵送でお知らせします。

なお、合格者には、郵送に先立ち、電話でお知らせする場合があります。

【二次選考】 8月中に、郵送でお知らせします。

6 申込方法

選考フォーム (<https://logoform.jp/f/Ti3bp>) から、お申込みください。
右記のQRコードからお申込みが可能です。

QRコード(インターネット)



※ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

○地方公務員法
(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

7 申込期限

令和6年7月21日（日）まで（必着）

8 その他

(1) 選考申込書に記載していただいた個人情報は、採用選考時の判断および合否の連絡ならびに採用後の人事・労務業務のみに使用します。また、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 過去の刑罰歴や処分歴について、面接選考時に別紙申告書の提出をお願いします。また、過去に「わいせつ行為」等による処分を受けたことの有無について、面接時に確認することがあります。

9 申込先・問合せ先

練馬区教育委員会事務局 教育指導課 サポート人材推進係

〒176-8501練馬区豊玉北6-12-1 区役所本庁舎12階

電話：03-5984-1312（直通）

刑事・処分履歴申告書

私は、「禁固刑以上の刑」に処せられたこと、または「懲戒処分」もしくは「分限処分」（他自治体や民間企業含む。例：交通事故やわいせつ行為等）を受けたことが、

- ない
- ある
- } (いずれかにチェック)

「ある」にチェックした場合は、以下も記入

※ 刑罰および処分の内容

- 刑事罰 { 内容 }
- 懲戒処分 { 内容 }
- 分限処分 { 内容 }

以上、事実と相違ありません。

年 月 日

応募職種

氏名
